

ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言要綱

(目的)

第1条 この要綱は、仕事と生活の調和の推進に取り組むことを宣言する企業や団体の登録に関する事項を定めて、働く人が仕事と生活の充実を感じ、意欲と能力を十分に発揮できる「仕事と生活の調和」社会の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における「企業等」とは、次の各号を満たす企業や団体をいう。

- (1) 兵庫県内に事業所があること。
- (2) 前号の事業所において、常時雇用する労働者を有して事業活動を行っていること。
- (3) 第1号の事業所において、仕事と生活の調和の推進に取り組んでいること、あるいは、取り組もうとしていること。

(届出)

第3条 この要綱に基づく宣言をしようとする企業等は、ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言書（様式第1号）に関係書類を添えて、ひょうご仕事と生活センター長（以下、「センター長」という。）に届け出るものとする。

- 2 前項の宣言書の届け出は、兵庫県内に本社がある企業等にあつては企業等の単位で、兵庫県外に本社がある場合は、事業所単位で行うものとする。

(宣言登録の手続)

第4条 センター長は、前条の規定による届出があつた場合は、この要綱に合致する内容であることを確認したうえで、「ひょうご仕事と生活の調和推進企業」として登録を行う。

- 2 前項の要綱合致確認については、原則、センターのコーディネーター等の訪問により確認するものとする。
- 3 センター長は、前項の規定により登録された企業等に対して登録証（様式第2号）を交付する。

(宣言企業等の役割)

第5条 前条の規定により登録された企業等（以下、「宣言企業等」という。）は、ひょうご仕事と生活センター（以下、「センター」という。）の支援を受けること等により、仕事と生活の調和の推進に向けての努力を行うものとする。

(センターの役割)

第6条 センター長は、宣言企業等の求めに応じて、必要な支援を行うものとする。

- 2 センター長は、センターのホームページ等を通して宣言企業等の情報を公開・発信していくこととする。

(宣言登録の期間)

第7条 宣言登録の期間は、第4条第2項の登録証交付日から起算して3年間とする。

(更新・変更の届出)

第8条 宣言企業等は、前条で定めた宣言登録期間満了前に登録の更新を行うことができる。

2 宣言企業等は、登録を更新する場合は、ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言登録更新・変更届出書(様式第3号。以下「更新・変更届出書」という。)に関係書類を添えて、センター長に届け出るものとする。

3 宣言企業等は、宣言登録期間中に第3条の届出内容に変更があった場合は、速やかに更新・変更届出書により、センター長に届け出るものとする。

(宣言登録の取消し)

第9条 センター長は、宣言企業等が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項に定めた登録を取消することができる。

(1) 宣言登録の取消を求めたとき。

(2) 虚偽の申請や届出をしたことが認められたとき。

(3) 労働関係法令に違反する重大な事実が認められたとき。

(4) 兵庫県内に事業所を有しなくなったとき。

(5) 前各号に掲げる事由以外でこの要綱の趣旨・目的にふさわしくない企業等であると認められたとき。

(宣言登録証の再発行)

第10条 宣言企業等は、登録証の再発行を依頼する場合は、ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言登録証再発行依頼書(様式第4号)に再発行理由を記入し、センター長に届け出るものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月27日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月7日から施行する。

2 第8条第1項及び第2項で定めた宣言登録の更新については、当分の間、別に定める方法により行うこともできるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

様式第1号

ひょうご仕事と生活の調和推進企業 宣言書

年 月 日

ひょうご仕事と生活センター長 様

「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」制度の趣旨に則り、仕事と生活の調和の実現に取り組むことを宣言します。

(フリガナ) ① 企業名・事業所名			
② 代表者名	職名 氏名	⑨	
③ 所在地	〒 兵庫県		
④ ホームページ	http ://www.		
⑤ ワーク・ライフ・ バランスの取組 について	次の項目の取組状況に○をつけ取組内容を記載してください。(複数可)		
	項 目	取組中	今後取り 組みたい
	超過勤務の縮減		
	年次有給休暇の取得促進		
	仕事と育児の両立支援		
	仕事と介護の両立支援		
その他			
⑥ 担当者職氏名	所属	役職・氏名	
⑦連絡先等	Tel	Fax	E-mail
⑧業 種	1.農業、林業 2.漁業 3.鉱業、採石業、砂利採取業 4.建設業 5.製造業 6.電気・ガス・熱供給・水道業 7.情報通信業 8.運輸・郵便業 9.卸売・小売業 10.金融・保険業 11.不動産・物品賃貸業 12.学術研究・専門・技術サービス業 13.宿泊・飲食サービス 14.生活関連サービス業、娯楽業 15.教育・学習支援業 16.医療・福祉 17.複合サービス事業 18.サービス業(他に分類されないもの) 19.その他()		
⑨事業内容 (具体的に)			
⑩従業員数	正社員数	人	(男性 人、女性 人)
	パート等の有期雇用社員数	人	(男性 人、女性 人)

※上記①④については、当センター及び兵庫県のホームページに公表させていただきますので、あらかじめご了承ください。

※申請者が事業所の場合は、事業所の所在地、そこに所属する従業員数を記入ください。

※会社・団体の概要がわかるパンフレットやホームページのコピー等を添えてご提出ください。

登録番号 _____ 号

「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」登録証

企業名（事業所名） _____

貴事業者は、仕事と生活の調和の推進を目指す企業（団体）として、ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言をされましたので、ここに宣言企業（団体）として登録します。

（登録証発行日） 年 月 日

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会

ひょうご仕事と生活センター長

センター長名 _____ 印

ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言登録 更新・変更届出書

年 月 日

ひょうご仕事と生活センター長 様

企業名

（事業所名）

代表者氏名

印

ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言要綱第8条の規定に基づき、下記の通り届出します。

（※ 該当する項目の 囲みに 印をつけて、必要事項を記入ください。）

宣言登録の更新を届出します。

宣言登録番号 _____ 号

宣言登録の内容に変更がありましたので届出します。

申請内容の変更事項

項目	変更前	変更後
企業名		
事業所名		
所在地		
代表者氏名		
担当者 職氏名		
その他の重 要な変更事 項		

※宣言に直接影響のない変更事項（従業員数等）は、届出の必要はありません。

ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言登録証 再発行依頼書

年 月 日

ひょうご仕事と生活センター長 様

企業名

(事業所名)

代表者氏名

印

ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言要綱第10条の規定に基づき、下記の通り依頼します。

「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言登録証」の再発行を依頼します。

宣言登録番号 _____ 号

<再発行依頼理由>

--